

取引所市場外取引専門部会 報告書

取引所市場外取引のBCPに係る論点整理

平成18年9月26日

1. 取引所市場外取引に係るBCPの検討の経緯

(1) 検討の背景

中央防災会議が警鐘する首都直下地震及びその対策が法律により特別措置を講じている東海地震、東南海・南海地震、世界各地で発生しているテロ事件又は世界保健機構がその脅威を提唱する新型インフルエンザの流行など、我々の社会を取り巻く環境は、様々な危機に直面している。

現在、こうした危機に備え、先進諸国においては、広範に亘り事業継続計画の整備・促進が図られている。我が国証券市場においても、こうした潮流に逸することなく、通常の証券市場の運営及び市場慣行の継続が困難な状況に陥る事態を想定し、証券取引における約定、清算及び決済など重要な機能は、引き続き継続し又は早期再開・復旧するよう準備しておくなどの対応が不可欠と考えられる。

(2) 本部会の設置の経緯

平成 17 年 6 月 29 日 (平成 17 年 7 月 1 日施行)	「会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン」(理事会決議)の公表
平成 18 年 2 月 14 日	「証券市場関係機関及び参加者間に亘る全体的且つ横断的な事業継続計画の整備のための取組みについて」の公表
平成 18 年 4 月 21 日	BCP フォーラム「証券市場BCP協議会」による検討

証券市場全体的なBCP構築に当たり、証券関係機関等で構成する証券市場全体のBCP検討フォーラム(以下「BCPフォーラム」という。)が設置された。BCPフォーラムの運営は、日本証券業協会、証券取引所及び証券保管振替機構など、検討課題等に対応する既存の関係機関が担うこととされている。

BCPフォーラムの下位組織として、市場の特性又は機能に応じた各専門部会(BCP運営専門部会、取引所取引専門部会、取引所市場外取引専門部会、公社債取引専門部会)において課題ごとに議論を行い、その結果に基づき必要に応じ証券市場BCP実務者懇談会で調整・整理し、証券市場BCP協議会に付議又は報告を行う。また、課題によっては、直接、証券市場BCP実務者懇談会で議論を行った上で、証券市場BCP協議会に付議、報告を行う体制となっており、各機関ごとに証券関係機関等が幅広く参加して、証券市場の全体的なBCPとして取り組むべき課題について、継続的な検討を行うこととなった。

2. 検討の基本的スタンス（取引所外取引専門部会における主な検討項目について）

（1）検討の前提

B C Pとは、一般的に不測の事態（危機・災害等）が発生しても、業務が中断されることがないように、あるいは、中断された場合でも速やかに業務復旧が可能となるよう、事前に用意しておく対策のことであるとされている。

「証券市場関係機関及び参加者間に亘る全体的且つ横断的な事業継続計画の整備のための取り組みについて」では、証券市場全体のB C Pの目標として、次のように掲げられている。

「証券市場全体のB C P構築における最終的な目標は、証券市場に係る機能の継続、あるいは中断されても可能な限り短期間で重要な機能を再開、復旧又は代替する体制を整備すること及び適時適切な情報の集約・還元・提供を図る体制を整備することが適当と考えられる。」

当専門部会では、B C Pを検討するにあたり、原則、個社毎におけるB C Pが定まっていることを前提とし、個社におけるB C Pとは別に、市場規模での対応を検討することとした。また、本専門部会で規定するB C Pは、あくまでも推奨であり、義務化するものではないこととした上で、検討することとした。

（2）検討の対象とする有事の範囲について

B C P専門部会合同会議において、各専門部会におけるB C Pの検討にあたり、有事の範囲については、以下の共通認識を前提とすることとされた。

- 個社のインフラ機関や取引参加者の業務継続に支障が生じるような、局所的なリスクの発現（例えば、自社システムの障害、個別インフラ機関に対するテロ予告等）については、個社ベースのB C Pが適切に構築され、機能するかどうかの問題が主となると考えられる。
- 主に複数のインフラ機関及び取引参加者の業務継続に支障が生じるような広域的なリスクの発現（例えば大規模地震、風水害、広域的な社会インフラの停止等）を念頭において審議を進めていくこととする。

なお、検討に際しては、大規模地震、風水害等の原因事象ごとに捉えるのではなく、その発現による結果事象（システム障害、人員の不足、建物・施設の利用不可等）を念頭に置き議論を行うこととされた。

（3）具体的な検討事項

本専門部会において、取引所外取引に係るB C Pを構築するに当たり、今まで提言等がなされた事項について、以下のとおり、整理がなされている。

平成18年2月14日に公表された「証券市場関係機関及び参加者間に亘る全体的且つ

横断的な事業継続計画の整備のための取り組みについて」では、以下のとおり提言されている。

Ⅳ. 証券市場の継続等に必要な取組み

1. 証券市場の継続、再開・復旧に必要な横断的なBCPの構築

(1) 店頭取引について

② 取引市場外取引等

上場株券等の取引所有価証券市場外取引等のBCPとしては、PTSでの取引を含む上場株券等の取引所有価証券市場外での取引の機能を維持継続するため、証券取引所及び会員等の被災状況等を把握するとともに証券取引所のBCPの発動状況に応じ、日本証券業協会が行うBCPの発動（取引状況の報告及び公表に係る運用体制の変更等）基準について検討を行う必要があると考えられる。

(略)

Ⅶ. BCPフォーラムによる証券市場全体のBCPの継続的な検討

2. 専門部会

(4) 取引所市場外専門部会

PTSを含み上場株券等の取引所有価証券市場外での取引を対象としたBCPの発動基準、決定・発動手続及び情報の集約・還元・提供を図る体制について、また、一時的に市場機能が失われた場合を想定した市場ルールの整備などを検討

また、「取引所外市場取引及びPTSに係るシステム見直しに関するワーキング・グループ」報告書（平成18年3月14日）においては、以下のとおり、報告されている。

3. 取引所外売買におけるBCPのあり方について

従来から証券取引所のシステムに障害が発生した場合等、証券取引所での売買が継続に行えなくなった場合においても、一定の売買の場を確保する目的から、取引所外売買については売買停止措置を講じないこととしてきたところであるが、今回の本ワーキング・グループでの検討の結果、取引所外取引システムの障害等の発生により価格情報等の公表が行えなくなった場合においても、一定の条件の下で会員による売買が可能である以上は原則売買停止措置を講じないこととした。

また、事業継続計画（BCP）における連絡体制の構築、システムバックアップのあり方、価格情報等の公表の代替運用体制などについては、今回検討を行った売買停止の考え方を基本としつつ、法的規制の範囲において今後構築することが望ましいとの結論に至った。

検討に当たっては、今後行政との検討、新システムの構築及び本協会におけるBCPのあり方を踏まえ行われることが望ましいとされた。

なお、価格情報等の公表の代替運用体制については、一定期間経過後、まとめでの

報告や別途簡易な仕組みによるデータの受送信が可能となるような運用も検討することが望ましいとされた。

これらの論点は、今後組成されることとなっている取引所外売買に係るＢＣＰの検討を行う専門部会に引き継がれ、早急に検討が行われることが望ましい。

以上の点を踏まえ、取引所市場外取引におけるＢＣＰを考えるに当たり、本専門部会においては、以下の項目について、検討を進めていくこととした。

- ・ **ＢＣＰ発動基準の検討**
- ・ **一時的に取引機能が失われた場合を想定した取引ルールの整備の検討**
- ・ **関係機関における被災状況等を把握する方法の検討**
- ・ **その他**

3. 取引所市場外取引に係るBCPについて

以上の経緯等を踏まえた上で、本専門部会を5月から7月までに5回開催し、他の専門部会との意見調整等とともに、論点整理等に関する議論を行った。その結果、以下のとおり論点整理を行った。

(1) BCP発動基準の検討

取引所市場外取引におけるBCPについては、原則、個社レベルでなく広域的なリスクの発現（例えば大規模地震、風水害、伝染病、重要な社会インフラの停止等）の結果として、(株)証券保管振替機構、又は、(株)ほふりクリアリングにおいて機能に支障が生じ、BCPが発動される場合に限り発動させるべきであるとの結論に至った。

(2) 一時的に取引機能が失われた場合を想定した取引ルールの整備の検討

本専門部会においては、取引所市場外取引については、個別相対取引であり個社の判断に基づき行われるものであることから、一定の基準に従って全社一律的に適用されるようなルールを必要とする性質の取引ではなく、例えBCPが発動されるような状況であっても、原則、そのようなルールを設けることは特段必要ないとの結論に至った。（ただし、後述する継続検討事項に係る議論の結果により、別途、取引ルールの整備について検討が必要となる可能性もある。）

(3) 関係機関における被災状況等を把握する方法の検討

BCP運営専門部会において検討されているBCPWEBの策定にあたり、当該WEBに掲載すべき項目等について引き続き提言していくこととするが、当専門部会においては、BCPが発動された場合には、(株)証券保管振替機構、又は、(株)ほふりクリアリングの被災状況及び個社が取引可能な状況にあるかどうかといったことを把握することができれば、基本的にはニーズを満たしているとの結論に至った。

(4) その他

BCPの発動にあたって、取引所での取引時間の短縮や決済機関における決済時間の延長等の取引条件が変更される場合、又は、その他取引関係者に周知すべきであると考えられる事象が発生した場合には、状況いかんによっては、取引所市場外取引についても一時売買停止を行うことも視野にいれておくことが適当であるとの結論に至った。

4. 今後の継続検討事項について

「3. 取引所市場外取引に係るBCPについて」において論点整理がなされたが、BCPが発動されるような状況を想定した場合、以下の点について検討する必要があると考える。

- ① (株)証券保管振替機構又は(株)ほふりクリアリングにおいてBCPが発動されるような場合、取引所市場外取引において求められる対応について
- ② 目標復旧時間(RTO)の設定について
- ③ BCPWEBでの最低限必要な情報について

上記①及び②については、取引所取引専門部会及び同専門部会の分科会である清算・決済分科会等での議論の結果を踏まえ、③については、BCP運営専門部会及びBCPWEB作業部会での議論を踏まえ、今後、当専門部会において、更なる議論を深めつつ、各専門部会との協調・連携を図り、検討していくこととする。

また、具体的なBCPの発動方法及び共同演習の実施については、BCP運営専門部会での検討結果を踏まえ、他の専門部会等と連携を図りつつ、対応方法を検討することとしたい。

以 上